

総社市学校給食用物資納入業者の心得

- (1) 学校給食の趣旨をよく理解し、その円滑な実施に協力すること。
- (2) 経営状態を良好に維持し、社会的信用を高めるよう努力すること。
- (3) 製造所、販売所、保管所、輸送車等の衛生状態を良好に維持管理すること。
- (4) 従業員の言動並びに心身の保健衛生の指導管理に努めること。
- (5) 常に配送に留意して輸送機関を完備し、納入期日及び時間を厳守すること。
- (6) 納入物品が見本と異なる場合又は調理に不適當な場合は、無条件で取り替えること。
- (7) 契約期間中、学校又は本センターから注意を受けることのないように、業務遂行に配慮すること。
- (8) 天変地異あるいは学校感染症等の発生により、発注を中止又は変更することがあることを、事前に了解しておくこと。
- (9) 前各号の心得に反した行為があった場合は登録を取り消すことがあることをあらかじめ了解しておくこと。